

〔商品説明書〕

後見制度支援預金

(2020年2月3日現在)

商品名	〈あきぎん〉後見制度支援預金
対象商品	普通預金または決済用普通預金
販売対象	後見人が選定されている被後見人で、家庭裁判所から後見制度支援預金の利用について「指示書」の交付を受けた方
預入期間	期間の定めはありません。
預入 預入方法 預入金額 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づきお預入れいただけます。 ● 1円以上 ● 1円単位
払戻方法	● 家庭裁判所から交付を受けた「指示書」に基づき払戻しいただけます。
利息 適用金利 利払方法 計算方法 課税方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎日の店頭表示利率を満期日まで適用（決済用普通預金の場合は無利息） なお、利率は金融情勢に応じて変動します。 ● 毎年2月と8月の当行所定の日はこの預金に組み入れします。 ● 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として1年を365日とする日割計算 ● 20.315%の源泉分離課税 ※2037年12月31日までに受取る利息については、復興特別所得税0.315%が追加課税され、20.315%の税金がかかります。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 口座開設手数料 11,000円（税込） ※「〈あきぎん〉自動送金サービス」を利用する場合は、別途当行所定の手数料（取扱手数料および振込手数料）がかかります。
付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 「指示書」の指示内容による取扱いのみとなります。 ● 「〈あきぎん〉自動送金サービス」をご利用いただけます。
預金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 預金保険制度の対象商品であり、普通預金は1預金者あたり決済用預金以外の対象預金合計で元本1千万円までとその利息が保護されます。ただし、決済用普通預金は全額保護されます。 ※預金保険制度について、くわしくは「預金保険制度」のパンフレットをご参照ください。
その他制約事項	<p>お取引は口座開設店の窓口のみでの取扱いとなるほか、以下のサービスがご利用いただけません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● キャッシュカードの発行 ● 総合口座取引、通帳レス取引 ● A T M入金、インターネットバンキング ● 公共料金、商品購入・サービス提供等の口座振替契約 ● 給与・年金等の自動受取 ● マル優
取扱店舗	秋田県内営業店（あきぎんこまち支店を除く）

当行の指定紛争解決機関[※]：一般社団法人全国銀行協会

〔連絡先〕 全国銀行協会相談室

〔住所〕 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

〔電話番号〕 0570-017109 または 03-5252-3772

(注) 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）、受付時間：午前9時～午後5時

※ 〈 指定紛争解決機関 〉

- 指定紛争解決機関（一般社団法人全国銀行協会）は、銀行取引に関するトラブルについて中立・公平な立場で解決のための取組みを行います。
- 一般社団法人全国銀行協会は銀行法および農林中央金庫法上の指定紛争解決機関です。

〈 全国銀行協会相談室のご案内 〉

- 全国銀行協会相談室は、銀行に関するさまざまなご相談やご照会、銀行に対するご意見・苦情を受け付けるための窓口として、一般社団法人全国銀行協会が運営しています。
- ご相談・ご照会等は無料です。くわしくは、一般社団法人全国銀行協会ホームページをご参照ください。

<http://www.zenginkyo.or.jp/adr/>